

最低賃金、確認した？

兵庫県 最低賃金が改定されました。

平成29年
10月1日から

〈時間額〉

844円



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認!



最低賃金に関するお問い合わせは兵庫労働局または最寄りの労働基準監督署へ
兵庫労働局ホームページアドレス
<http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

